### 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 (※) の改正案について (概要)

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

#### 改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号。以下「改正法」)が第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

#### 改正案の概要

- 1. 家庭支援事業(※)に関する事項の追加
  - →改正法により新たに定義した家庭支援事業について、基本指針に位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、 家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。 (※)子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
- 2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
  - →市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関 の連携を図ること等を規定。
- 3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
  - →都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、 ②都道府県が意見表明 等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
- 4. その他所要の改正
  - →基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。
- ※ 根拠法令:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第60条第1項及び第3項
- ※ 改正児童福祉法の施行日(令和6年4月1日)に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期に合わせて、本年12月頃を目途に公布し、令和6年4月1日に施行することとする。

### 1. 家庭支援事業に関する事項の追加

### 概要

- 改正法において、子育て世帯に対する包括的な支援のため、新規事業(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親 子関係形成支援事業)の創設や既存の事業(子育て短期支援事業、一時預かり事業)の支援内容の拡充を行い、家庭支援事業とし て新たに定義づけを行うとともに、市町村がこの事業の利用勧奨や措置を必要に応じて行うこととした。 このため、
  - ① 基本指針において、家庭支援事業を位置づけるための所要の改正を行う。
  - ② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。

### 改正案

- ① 家庭支援事業について、所要の箇所に規定する
- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
  - 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
  - 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な 市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、乳児家庭全戸訪問事業、<u>家庭支援事業等</u>の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項 市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、児 童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支 援、<u>同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく家庭支援事業による支援の提供その他</u>の地域子ども・子育て支援事業等の活用等に よりこれらの家庭への支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。 り

### 1. 家庭支援事業に関する事項の追加

#### 改正案

- ② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。
- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
  - 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
    - 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
      - (二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。<u>なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育で短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育で世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の量の見込みの推計に当たっては、児童福祉法第二十一条の十八第一項の規定に基づき、当該事業の提供が必要であると認められる者に対して必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、同条第二項の規定に基づき、当該勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることを勘案すること。</u>

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

# 1. 家庭支援事業に関する事項の追加

### 改正案

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準

- ・ 「四 子育て短期支援事業」について、目標事業量設定にあたり参酌すべき基準を、事業の利用実績から利用者の利用希望へ変更するとともに、 利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定
- ・「六 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業」について、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定
- · 「八 一時預かり事業」について、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定

事項	内容
四 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、 <u>子育て短期支援事業の利用希望</u> 、児童虐待に係る相談に応じた実績、 <u>児童福祉法第二十一条の十八第一項の規定に基づく</u> 利用の勧奨及び利用の支援並びに同条第二項に基づく支援の提供が見込まれる者の数等に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
六 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第 八項に規定する要保護児童の数、児童虐待に係る相談に応じた実績、児童福祉法 第二十一条の十八第一項の規定に基づく利用の勧奨及び利用の支援並びに同条第 二項に基づく支援の提供が見込まれる者の数等を勘案して、計画期間内における 適切と考えられる目標事業量を設定すること。
八一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。)を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、目標事業量の設定に当たっては、児童福祉法第二十一条の十八に基づき、事業の提供が必要であると認められる者に対して事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、やむを得ない事由により利用の勧奨及び支援を行っても事業の利用が著しく困難であると認めるときは、事業による支援を提供できることに留意すること。

### 2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

### 概要

- 改正法において、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)において地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。このため、
  - ① 市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
  - ② こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
  - ③ こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

### 改正案

- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
    - 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
      - (一) 児童虐待防止対策の充実
        - (2) 児童虐待の発生予防・早期発見

市町村における児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行う。あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援等を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、支援が必要な者に対しサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な支援につなげることが重要である。こうした対応を円滑に行えるよう、市町村においては、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、児童福祉機能と母子保健機能が緊密な連携を図るとともに、地域子育て相談機関を始めとする地域における相談窓口や地域子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努める。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

# 2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

#### 改正案

- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
    - 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
      - (一) 児童虐待防止対策の充実
        - (2) 児童虐待の発生予防・早期発見(※前ページからの続き)

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域(中学校区を目安とする。)ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努める。地域子育て相談機関においては、全ての妊産婦、子育て家庭又は子どもが気軽に相談できる子育て家庭の身近な相談先として、子育て家庭と継続的につながり、支援を行うための工夫を行うとともに、こども家庭センターとの密接な連携を図る。こうした取組を始めとして、支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うためにこども家庭センターを中心とした連携体制の構築を図ることが必要である。

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の 推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

また、こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援をつなぐ機能を有することから、子育て支援に関わる関係機関と十分に連携を行うこと。加えて、住民の身近な場所で子育てに関する相談及び助言を行う地域子育て相談機関は、こども家庭センターと十分に連携することで、子育て家庭を必要な支援につなげるとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

# 2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

### 改正案

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準

地域子育て相談機関に対して、利用者支援事業を活用して補助を行うことを想定していることから、 当該事業の量の見込みの算定に際し、地域子育て相談機関を中学校区に一つを目安に整備することを勘案する旨を記載する

事項	内容
一利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 目標事業量の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域(中学校区を目安とする。)ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていることも考慮すること。

# 3. 子どもの権利擁護に関する事項の追加

### 概要

○ 改正法において、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置や一時保護等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うため、意見聴取等措置をとらなければならないとされた。また、こどもの意見表明等を支援する事業が新設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられた。

このため、こどもの権利擁護に関係する記載に係る所要の改正として、

- ① 児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとることについて規定する。
- ② 都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定する。

#### 改正案

- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
  - 四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
    - 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な 市町村との連携に関する事項
      - (一) 児童虐待防止対策の充実
        - (1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が 社会で広まるよう、普及啓発活動を行う。また、<u>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子どもの最善の利益を考慮</u> しつつ、その意見又は意向を勘案して措置を行うため、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ、適切に子どもの 意見聴取等措置をとることとする。併せて、都道府県は子どもの意見表明等の支援や子ども等からの申立てに基づき児童 福祉審議会等が調査審議及び意見の具申を行う仕組みなど子どもの権利擁護に向けた必要な環境の整備を行う。